

2023 最終 京大本番レベル模試（理系）

採点基準

■現代文 採点の原則

- ① 全ての答案について各要素単独採点とするが、答案が全く日本語の文（章）の体をなしていないと判断される場合は、要素の有無に関係なく0点とする。
- ② 得点箇所の漢字の誤り、送り仮名の誤り、句点の欠落等については、一つごとに1点減点する。尚、同一の誤字、送り仮名の誤りの繰り返しについては、1点だけの減点でよい。

一 現代文 40点

問一 10点

■形式上の不備

- 文末表現は要素G参照

■模範解答例 ※各要素同意表現可。

- A ① B ○ 2点
「俳優は」 墓苦しいこなれぬ日本語だが、その分、その人間にに対する距離感と礼節とを少なくとも建前上は保つことができるのに對し、
A ② ○ 1点 D ○ 1点
「役者」は 芝居の現場に息づく 生きた日本語であり、その分、門外漢の自分が軽々しく使うことがため
らわれる
G
という違い。 (10点)

■要素A 「①俳優は—②役者は」 (1点)

- 答案が「俳優」と「役者」を対比する形の説明になつておれば可。①②セットで○1点。

■要素B 「堅苦しいこなれぬ日本語」 (2点)

- 本文の「よそ行きの熟さぬ日本語」の言い換え。ほぼ同内容の説明がなされていれば可。

■要素C 「その人間にに対する距離感と礼節とを少なくとも建前上は保つことができる」 (2点)

- 本文の「すくなくともたてまえとしては、ある距離をとつて礼節を欠かすにすむ」に対応する説明。「その人間にに対する距離感と礼節を保てる」内容で○。ほぼ同内容の説明がなされていれば可。
- △説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素D 「芝居の現場に息づく」 (1点)

- 本文の「芝居の現場のなかで、段ちがいに生きた手ごたえをもつて息づいている」に対応する説明。ほぼ同内容の説明がなされていれば可。
- △説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素E 「生きた日本語」 (2点)

- 本文の「役者ということばが：段違いに生きた手ごたえをもつて息づいている」に対応する説明。ほぼ同内容の説明がなされていれば可。
- △説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素F 「演劇の門外漢が軽々しく使うのはためらわれる」 (2点)

○本文の「門外漢には、時として何としても許されるべきでない」に対応する説明。ほぼ同内容の説明がなされていれば可。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素G 一つの事柄の「違い」を説明する答案の文末表現として妥当であると判断できれば広く許容して

可。不適切であると判断される場合は▲1点減点。

問一 8点

■形式上の不備

- 文末表現は要素E参照

■模範解答例 ※各要素同意表現可。

A○2点

ロマン派の求めた天才、独創性、資本主義社会の私有制を背景に、

D○2点

て作品を産み出し、正統的な解釈の権利を独占する存在。

(8点)

B○2点

キリスト教の創造神に類する権威をもつ

E

C○2点

■要素A 「ロマン派の求めた天才、独創性」 (2点)

○ほぼ同内容の説明がなされていれば可。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素B 「資本主義社会の私有制を背景に」 (2点)

○ほぼ同内容の説明がなされていれば可。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素C 「キリスト教の創造神に類する権威をもつて作品を生み出し」 (2点)

○ほぼ同内容の説明がなされていれば可。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素D 「正統的な解釈の権利を独占する」 (2点)

○ほぼ同内容の説明がなされていれば可。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素E 文末表現は「…(という)存在」という形が原則。但し、「どのような存在か」という問い合わせに対する答案の文末表現として妥当であると判断できれば広く許容して可。不適切であると判断される場合は▲1点減点。

問三 8点

■形式上の不備

- 文末表現は要素E参照

■模範解答例 ※各要素同意表現可。

A ○ 2点

B ○ 2点

C ○ 2点

D ○ 2点

E

書き手の私有権、所有権関わる部分を、主として著者、著作者という言葉で移し替え、その権威、独自性独創性に関わる部分を作家という言葉で移し替えたということ。

創性に関わる部分を作家という言葉で移し替えたこと。(8点)

■要素A 「書き手の私有権、所有権に関わる部分を」 (2点)

- ほぼ同内容の説明がなされないと判断できれば可。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素B 「主として著者、著作者という言葉で移し替え」 (2点)

- ほぼ同内容の説明がなされると判断できれば可。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素C 「その権威、独自性独創性に関わる部分を」 (2点)

- ほぼ同内容の説明がなされると判断できれば可。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素D 「作家という言葉で移し替えた」 (2点)

- ほぼ同内容の説明がなされると判断できれば可。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素E 文末表現は「…(という)こと(を言っている)」という形が原則。不適切な文末表現であると
判断される場合は▲減点1点。

■形式上の不備

- ・文末表現は要素D参照

模範解答例

A①○1点	創造神にも擬えられてきた
A②○3点	西欧近世の「作者」概念が見直され、作ることを

卷之二

古來の伝統を再発見しつつある西欧の動向を思
なす」と、さらには対象を見て模倣する」と位置付ける
○①○1点 ○②○3点

作りだす

D

しいと考えるから。(14点)

■要素A 「創造神にも擬えられてきた西欧近世の「作者」概念が見直され」（4点）

※以下2点ご分けて採点。
①は②に導点がある場合の

①創造神にも擬えられてきた（1点）

②西欧近世の「作者」概念が見直され（3点）

卷之三

古来の伝統を再発見しつつある西欧の動向（6点）

（このいに門田家の謡曰く「おはなにあらう」）

① 「作ることを、既存の素材に依拠して作りなす」
（2点）

③「古来の伝統を再発見しつつある西欧の動向」（2点）

■要素C 「「作りだす」という意味が希薄な「文人」という古語」そが、「作者」に代わる言葉としてふさわしい」(4点)

○ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可

※以下2点は分けて採点
①は②に得点がある場合のみ加点

〔文人〕といふ古語こそが、〔作者〕こ代わる言葉としてあさわしい一（3点）

■要素D 文末表現は「…から・ので・ため」といった形が原則。理由説明答案の文末表現として不適切であると判断される場合は▲1点減点。

問一 8点

- 形式上の不備
・文末表現・不問

■模範解答 ※各要素同意表現可。

A○4点

自分が心奪われた佐野乾山が真贋の議論の対象となつたことへの悔しさから、

B①○2点

重要なのは真贋ではなく、それが美しいかどうかだと 言い張つていたといふこと。(8点)

■要素A 「自分が心奪われた佐野乾山が真贋の議論の対象となつたことへの悔しさから」(4点)

- 「自分が心奪われた佐野乾山が真贋の議論の対象となつた」 or 「贋作の可能性のある作品に心奪われてしまつた」ことに対する「悔しさ」が説明されている」と。

▲ 「贋作に騙された悔しさから」などなつてゐるのは、▲2点減点。「騙された」とは書かれていない。

また、その時点で「贋作かもしれない(贋作の可能性がある)」という段階。

○ 「悔しさ」は、「腹立たしい・いまいましい」など同意の表現とわかれれば可。

■要素B 「重要なのは真贋ではなく、それが美しいかどうかだと言い張つていたといふ」と(4点)

※次の①②にわけて採点。

- ① 「重要なのは真贋ではなく、それが美しいかどうかだ」(2点)

○ 「(その発言は)佐野の作品群が尾形乾山の真作か贋作かという議論の前提自体を覆すものであつた(or自身のこれまでの業績を生み出してきた自身の鑑賞眼 자체を否定することになるものであつた)」といふ内容になつてゐること。

- ② 「言い張つていた」(2点)

○ 「言い張つていた」は、「感情に流された (or 思慮に欠ける・理性的でない) 発言をしてしまつた」という内容になつてゐること。

問一 10点

- 形式上の不備
・文末表現‥不問
・句点の扱い‥不問

- 模範解答 ※各要素同意表現可。

A○4点

鑑賞眼ならぬ鑑賞 “耳”を持つ一人の人間によって発見された | 一つの音楽を契機として、

C○3点

様々な出会いがもたらされ、価値ある作品が次々と連鎖的に生まれていった幸運な状況のこと。(10点)

■採点方法 .. 単独採点

■字数 .. 不問

■要素A 「鑑賞眼ならぬ鑑賞 “耳”を持つ一人の人間によって発見された」 (4点)

○「鑑賞眼(耳)に優れたたった一人の人物に認められる」とから始まることとの説明ができるること。

✗ 「一人の人間によって」と同意の表現がなければ、要素A加点なし。

■要素B 「一つの音楽を契機として、様々な出会いがもたらされ」 (3点)

○要素Aをきっかけに様々な他の人々との、出会いが生まれた(・人々の目に留まり才能を認められた)と

いう内容であること。

✗ 単に「広まつていった」では加点しない。

■要素C 「価値ある作品が次々と連鎖的に生まれていった」 (3点)

○ひとつのこと(A)をきっかけに、様々な出会いがもたらされた(B)により、価値ある作品が次々と(・順次)連鎖的に生まれたという、「ドミノ倒し」を連想させる表現があること。

▲単に「価値ある作品が生まれた」など、「ドミノ倒し」を連想させる表現が無い場合▲2点減点で△1点。

○「価値ある作品」は、「優れた作品」・「傑出した作品」「傑作」「後世まで伝わる作品」などの表現でよい。

▲単に「人の目に触れる作品」などとなっている場合は▲2点減点で△1点。

※Cの減点は3点まで。

■形式上の不備

- ・文末表現…不問
- ・句点の扱い…不問

■模範解答 ※各要素同意表現可。

A○4点

互いに審美眼の異なる複数の者が意見を出し合って作品や演奏者の優劣を決める集団合議制のコンクールにおいては、ごく少数の人間だけが見出すことのできるような価値に光が当たるという状況は生まれにくいだろうから。(12点)

B○4点

コンクールにおいては、ごく少数の人間だけが見出すことのできるような価値に光が当たるという状況は生まれにくいだろうから。(12点)

C○4点

■採点方法・単独採点

A○4点

「互いに審美眼の異なる複数の者が意見を出し合って作品や演奏者の優劣を決める集団合議制のコンクールにおいては」(4点)

- 「集団合議制のコンクールにおいては、複数の者が互いに意見を出し合って競技者の優劣を決めることがある」ことの説明ができる

■要素B 「ごく少数の人間だけが見出すことのできるような価値に」(4点)

- 「鑑賞眼を持つたごく少数(・たつた一人)が才能が見いだされる」という内容であること。
- 解答全体で、同内容と判断できれば可。

■要素C 「光が当たるという状況は生まれにくい」(4点)

- 「一人の人物の眼鏡にかなう才能を見出したとしても、誰かの反対が入るなどしてしまう(・それぞれのメンバーの様々な見方・思惑が働くためごく少数(一人)の意見は通らない)」ことの説明ができる
- 「一人の意見は通りにくい」「単独の主張は無視される」「独断専行が許されない」などでもよい。

※内容説明の設問では、末尾の句点がないものは1点減点。ただし、現代語訳の設問では、文末の句読点は不問。

問一 (10点)

※「十人が九人までは嫌ふなり」のように「ある人」が考えるのはなぜか、説明する。

【模範解答】

A ○ 2点	B ○ 2点	C ○ 2点	D ○ 2点	E ○ 2点
金銭に汚く、親不孝な行為があり、知つたかぶりの様子で、話し方は流暢であるが、難解な言葉を使って相手を煙に撒くような、気取った態度をして、近寄りがたい雰囲気であるから。				

■採点のポイント

- A～Eの各配点部分の中の、加点要素が揃つていれば、それぞれの配点を加点する。
- 加点要素が答案の中に表記されており、A～Eの各配点部分の中で構成要素として機能していれば、重複して記述されていなくてもよい。
- 「…なぜか」と問われているので、文末は「…から。／…ので。／…ため。」等とする（句点必要）。
- ▲ そうではない答案は▲減点1点とする。

■各加点要素の加点の条件

A 「金銭に汚い」 (2点)

- 「金銭面で欲深い」ということが表現されていればよい。
- 〈例〉 金銭に汚い／金にがめつい／金遣いが荒い／欲張りで／あこぎで 等。

※注に「取りじめなく＝自分自身の金使いに関しては、締まりがなく放逸であるということ。」とある。

B 「親不孝だ」 (2点)

- 「親不孝だ」ということが表現されていればよい。
- 〈例〉 親不孝な行為があり／親に対する態度も悪く／親の思いを無視するようなところがあり 等。

C 「知つたかぶりの様子」 (2点)

- 「人を見下すような傲慢な態度」ということが表現されていればよい。
- 〈例〉 知つたかぶりのええ様子で／高慢な態度で／自惚が強く／思い上がっていて／人を見下すような態度で／尊大な態度で／傲慢で／驕慢で／傲岸不遜で 等。

D 「難解な言葉を使って相手を煙に撒くような、気取った態度をして」 (2点)

※注に「聞き慣れぬ挨拶＝漢語等の難解な言葉を使つたりして、気取った応対をすること。」とある。

- 「わざと難解な語彙を用いて普通の人が理解しづらい話し方をする」ということが表現されていればよい。
- 〈例〉 (話し方は流暢であるが) 難解な言葉を使って相手を煙に撒くような、気取った態度をして／わざと漢語等の難解な言葉を使つたりして、気取った応対をし／難しげな言い回しをして気取った話ぶりで学者ぶつてわかりづらい表現を使い／普通の人には理解し難い用語を用いたりして 等。

✖ どのような言語表現が他者に嫌悪されるのかを問うているので、単に「気取つていて」だけでは不可✖。

E 「近寄りがたい雰囲気である」（2点）

- 「なんとなく近づき難い感じだ」ということが表現されていればよい。

〈例〉近寄りがたい雰囲気である／言いようもなく近づき難い態度である／親近感を持てない／なんとか好感が持てない 等。

問一 （10点）

- ※ 「かやうなる疑はしき」とを問ひ定めらるるは、さもあるべき」となり」を、指示内容を明らかにして、現代語訳する。

【模範解答】

A①○1点	A②○1点
四書五経はもちろん、主な儒学の書物の文言を暗誦できるような広範な知識がある	学者が、
B①○2点	B②○1点
九割の人々に嫌悪されるような人格であるといふ、まことに理解に苦しむ現象について、質問し	C①○1点
C②○1点	D○2点
論議	なされることは、当然のことである。

■採点のポイント

- A～Dの各配点部分の中の、加点要素が揃つていれば、それぞれの配点を加点する。
○ 加点要素が答案の中に表記されており、A～Dの各配点部分の中で構成要素として機能していれば、重複して記述されてもよい。
○ 現代語訳の設問であるから、句読点の有無は減点対象としない。

■各加点要素の加点の条件

- ※以下の2点に分けて採点する。
①「四書五経はもちろん、主な儒学の書物の文言を暗誦できるような広範な知識がある」（1点）
※主体の提示
A 「四書五経はもちろん、主な儒学の書物の文言を暗誦できるような広範な知識がある学者が」（2点）

- ②「学者が」（1点）
○ 「芸術者が」も1点。
B 「九割の人々に嫌悪されるような人格であるといふ、まことに理解に苦しむ現象」（3点）
※ 「かやうなる疑はしき」との内容

※以下の2点に分けて採点する。

- ①「九割の人に嫌悪される（ような人格であるという）」（2点）

※「かやうなる」の内容

〈例〉「九割の人に嫌悪される／十人中九人が嫌う／九十パーセントの人間に嫌悪される」等。

②「まことに理解に苦しむ現象」（1点）

〈例〉「まことに理解に苦しむ現象／疑問点／不思議なこと／おかしな現象」等。

C 「質問し論議なされる」とは、「（3点）

※「問ひ定めらるるは」の解釈

※以下の3点に分けて採点する。

- ①「質問し」（1点）

※「問ひ」の解釈

〈例〉質問し／疑問に思い／たずね 等

- ②「論議」（1点）

※「定め」の解釈

〈例〉論議し／評議し／判断し／判定し 等。

- ③「なされる」（1点）

※「らるる」の解釈

〈例〉なさる／される／…する／なさつていらっしゃる 等。

D 「当然のことである」（2点）

※「問ひ定めらるるは」の解釈

〈例〉当然のことだ／もつともなことだ／当たり前だ／道理だ／その通りだ／それはそうであろう 等。

問三 （10点）

※「学問といふ」とについて、梅岩はどうのようなことと考えているのか説明する。

【模範解答】

A①○2点	A②○2点	B①○2点
四書五経等の文献の B②○2点	解釈にとどまる」とではなく、その上で聖人たちの B③○2点	遺した文献の中に記された、 すぐれた知識や徳望の 内容を理解する」と。

■採点のポイント

- A・Bの各配点部分の中の、それぞれ加点要素が揃っていれば、それぞれの配点を加点する。
○ 加点要素が答案の中に表記されており、A・Bの各配点部分の中で構成要素として機能していれば、重複して記述されていなくてもよい。

○「…どのようなことと考えているのか」と問われているので、文末は「…」と。／…と考えている。／：

名詞。」等とする（句点必要）。

▲そうではない答案は▲減点1点とする。

■各加点要素の加点の条件

A 「四書五経等の文献の解釈にとどまる」ことではなく」（4点）

※いかにも書物を読むことにて候ふ」という必要な条件＝「（学問にとつて）四書五経等の文献の解釈は必要条件ではある」という内容。

○「（学問とは）聖人の遺した書物を（書物を）読むことが前提（必要／方法／条件）」別解「（学問とは）聖人の遺した書物を（書物を）読むことだけではない」

〈例〉「（学問とは）聖人の遺した書物を読むことであるが／（学問には）四書五経等の文献の解釈は必要だが／（学問の方法論は）聖人の遺した書物を読むことであるが／（学問の前提は）四書五経等の文献解釈だが」等。

※「〔学問といふ〕ことについて、梅岩はどのようないふことと考えているのか」と問うてているので、「学問とは」等の主題がなくても良い。

※以下の2点に分けて採点する。

①「通四書五経等の文献の（2点）

〈例〉聖人の遺した書物／四書五経等／儒学者が特に重要視する経書／『易經』『書經』『詩經』『礼紀』『春秋』『大學』『論語』『孟子』『中庸』など（このうちいくつかを挙げていれば可とする）等で○。

*単に「書物／本／文献」だけでは不可＊とする。

②「解釈にとどまる」ことではなく」（2点）

〈例〉（書物を）読むことが前提／（書物を）読むことは（書物を）読むこと／（書物を）読むことだけ（のみ）ではない物を）読むことが条件／読書が前提（条件／必要）／（書物を）読むことだけ（のみ）ではない等で○。

*単に「読むこと／読書」だけでは不可とする。

B 「その上で聖人たちの 遺した文献の中に記された、すぐれた知識や徳望の 内容を理解すること。」（6点）

※「しかれども、：聖人の書はおのづから心を含め給ふ。その心を知るを学問といふ」という十分な条件＝「聖人たちの遺したすぐれた知識や徳望の内容を理解することが十分条件」という内容。

○「（学問の本質は）聖人たちの遺した文献の中に記された、すぐれた知識や徳望の内容を理解する」等。
注に「聖人」／知識や徳望がすぐれ、世の模範と仰がれるような人。儒教では古代の堯・舜・禹・殷の湯王・周の文王あるいは孔子などをいう」とある。

※以下の3点に分けて採点する。

①「聖人たちの」（2点）

○聖人（たちの）／知識や徳望がすぐれた人（たちの）／世の模範と仰がれるような人（たちの）／堯・舜・禹・殷の湯王・周の文王あるいは孔子などの） 等で○。

△単に「書物を書いた人／著者」だけでは△1点とする。

*「堯・舜・禹・殷の湯王・周の文王あるいは孔子などの」等の表現を使つた場合は、少なくとも一
名以上の名が書かれていないものは＊不可とする。

② 「すぐれた知識や徳望の」 (2点)

- 「(聖人たちの) 知識や徳望 (知識／徳望／考え／思想／心境／心情／心理) (の内容) を等で○。

△単に「心」だけでは△1点とする。

③ 「内容を理解する」と (2点)

- 理解する／了解 (了知・了察) する／正しく判断する／認識する／解釈する／悟る／会得する／洞察する 等で○。

△単に「知る」だけでは△1点とする。